京銀アプリ口座開設ご利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、「京銀アプリ」（以下「本アプリ」といいます）による「京銀アプリ口座開設」（以下、「本サービス」といいます）のご利用条件等を定めるものです。本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・ 同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

第１条【本サービスについて】

（１） 本サービスは、本アプリをお客さまのインターネットに接続および閲覧可能な端末（以下「スマートフォン等」といいます。）にダウンロードしたうえでこれを起動させ、当該スマートフォン等から当行所定の方法によりお客さま情報等を当行に送信する方法により、 普通預金口座開設の申込み、京銀ＩＣキャッシュカードの申込みがおこなえるサービスです。

（２） 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限ります。

（３） 本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限られます。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。

（４） 本アプリの利用およびダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。ご利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。

第２条【本サービスにより開設した口座について】

（１） 本サービスにより開設した口座（以下「本口座」といいます）は、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「京銀ＩＣキャッシュカード規定」および口座開設店がネットダイレクト支店の場合は「ネットダイレクト支店取引規定」など（以下、あわせて「各種預金規定」といいます）によるほか、本規定により取扱います。

なお、各種預金規定と本規定とで相違が生じる場合には、各種預金規定の定めに関わらず、本規定が優先して適用されるものとします。

（２） 本口座にかかる預金契約は、当行が口座開設手続きを完了した時点で、当行とお客さまの間に成立するものとします。ただし、お客さまに送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合には、当行はお客さまに通知することなく、本口座にかかる預金契約を解約できるものとします。

（３） 本口座は、預金通帳の発行はいたしません。普通預金口座については、本アプリの「スマート通帳」をご利用ください。

（４） 本口座の印章は、口座開設後に別途当行所定の方法により届け出ることができます。印章の届出を受付ける際には、当行は所定の方法により本人確認等を行います。印章の届出が完了するまでは、印章を用いたお取引はできません。

（５） 本口座の解約は当行所定の手続きで受付けます。

第３条【本アプリの権利帰属、利用範囲等】

（１） 本アプリの著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

（２） お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。

（３） 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

（４） 当行から請求があった場合、お客さまはすみやかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

第４条【免責事項】

（１） 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸 脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益 について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

（２） 前項のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

ア．災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむを得ない事由があったとき。

イ．当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

ウ．公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合。

エ．当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第５条【本アプリ等の内容変更等】

（１） 当行は、本アプリまたは本サービスの内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行ホームページまたは本アプリ上に掲載する等により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

（２） 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「アップグレード」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォン等の設定その他のご 利用環境によっては、アップグレード後の本アプリがご利用になれない場合があります。

第６条【注意事項】

（１） 本サービスを利用されるスマートフォン等は、紛失・盗難等に遭わないようにお客さま自身の責任において厳重に管理してください。

（２） 本アプリをインストールしたスマートフォン等がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。

第７条【規定の変更】

本規定は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

第８条【準拠法・合意管轄】

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

（2025 年 1 月 22 日現在）